

## 令和5年度 三山中学校 部活動に係わる活動方針

- 1 教育目標 将来を見据えた確かな学力・生活力と豊かな人間性をもった、心身ともに健康な生徒の育成  
**粘り強く 心豊かに たくましく**
- 2 目的 (1) 生徒の個性の伸長と、主体性を育む。  
(2) 学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒同士で活動することにより、社会性の幅を広げる。  
(3) 目標に向かい努力することにより、達成感、責任感、忍耐力、協調性、学習意欲の向上等、多様の学びの場とする。  
(4) 練習や対外試合を通し、技能や体力ならびにコミュニケーション能力の向上を図る。  
(5) ルールを遵守する態度や意識をもたせることにより、自律心や規範意識を育てる。
- 3 指導方針 (1) 健康の保持増進、体力の向上ならびにスポーツや文化に触れ親しませ、より充実した学校生活が送れるよう支援する。  
(2) 心身の調和を図り、集団の中の一員として自覚と責任をもって行動できる力を身につけさせる。  
(3) 生徒の主体的な活動を保障する。  
(4) 健康・安全面に配慮した運営を行い、生徒の過重な負担とならないよう留意する。
- 4 組織 (1) 学校教育活動の一環として位置づける。  
(2) 全職員で指導ならびに支援にあたる。  
(3) 開設する部活動は次のものとする。  
〈運動部〉  
・野球部 ・サッカー部 ・男女ソフトテニス部 ・男女バスケットボール部  
・女子バレーボール部 ・女子ソフトボール部  
〈文化部〉 〈特設部〉  
・吹奏楽部 ・文化部 ・駅伝部
- 5 活動時間 (1) 朝練習 7:00～7:50  
(2) 放課後 ・帰りの会終了後、準備20分、活動2時間、片付け15分の合計2時間35分を最大とする。(再登校での活動も同様)  
・特設部である駅伝部の活動時間は加算しないが、主たる部活の練習内容に配慮する。  
・公式戦1週間前は30分の延長を認め、保護者の同意を求める。  
保護者の同意を得られない場合は延長しない。  
(3) 休業日(週休日ならびに長期休業期間)  
原則3時間程度とする。  
※大会・練習試合等については、この限りではない。  
ただし、生徒の健康状態に十分配慮し、休憩時間等を適宜確保しながら行う。
- 6 休養日 1週間に2日以上以上の休養日を設定する。  
(1) 毎週水曜日を休養日とする。(長期休業期間を除く)  
※同一週内に諸活動停止日があれば当該日を休養日とし、水曜日の活動を可とする。  
(2) 土・日のいずれかの日を休養日とする。  
※両日とも大会・練習試合等で活動した場合は、月曜日を休養日とする。
- 7 その他 (1) 各部活動顧問は、校長に年度当初に年間活動計画、および各月末までに翌月の活動計画を提出し、承認を受けるものとする。  
(2) 部活動指導員ならびに外部指導者の活用については、職員の構成や顧問の要請により顧問会議において検討する。  
(3) 活動のきまりや係る経費等については、部活動運営計画における記載内容に準ずる。